

審議会等における会議の公開について

1 制度の概要

「審議会等」(※1)に係る審議状況等を県民に明らかにすることで、より透明で公正な運営の確保に資するとともに、県民参加による県政の推進を進めていく。

「審議会の会議の公開に関する指針」(以下「指針」という。)及び「審議会の会議の公開に関する指針の運用」(以下「指針の運用」という。)により、会議及び会議録の公開基準を定めている。

※1 審議会等 … 法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として調停、審査、諮問又は調査のために置くことができる機関。(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関：審査会、審議会、調査会など)

◎会議及び会議録等の公開基準

○会議

原則公開する。ただし、①法令等により会議が非公開とされている場合、②非開示情報に該当する事項について審議を行う場合、③公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が認められる場合、審議会等の判断により、公開しないことができる

○会議録等

- ・会議録または会議結果の概要(以下、「会議録等」という)を作成する。
- ・会議の公開、非公開にかかわらず、会議録等の公開を行わなければならない。ただし、非公開とした場合でも可能な限り会議の内容を公開するものとする。

2 当審議会における審議状況(第22回：平成27年3月10日開催)

(1) 課題

- 会議録等の公開が不十分であり、審議内容等が伝わらない
 - ・指針の運用7(4)(5)に係る「委員の主な意見」「結論」を掲載していない例があり、議事の様子が伝わらない
 - ・会議資料が公開されていないため、審議内容の全体像がつかみづらい

(2) 検討項目

- 会議録等の公開方法の検討
 - ・会議資料の公開方法の検討
- 指針の運用7に定めている各項目の公開の徹底
 - ・審議会担当職員へ制度の再周知と分かりやすい公開の徹底

※指針の運用〔平成28年4月1日の改正前のもの〕

7 会議録等の公開〔一部抜粋〕

会議結果の概要については、次の事項に係る情報を公表するものとする

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 議題（議題の中に非公開とした議題の場合は、公開・非公開の別も公表する。
また、条例第14条各号に掲げる非開示情報を公表しないよう注意する。）
- (4) 委員の主な意見（条例第14条各号に掲げる非開示情報を公表することとならないよう注意する。）
- (5) 結論（継続審議の場合は、その旨を公表する。）

(3) 当審議会における主な意見

- ・ 会議録等における発言内容の記述は、逐語的な表現がよいと考えるが、少なくとも要旨については公開してもらいたい。最低限記載してもらいたい事項について、モデルを配付してはどうか。
- ・ 議事録そのものを載せるのではなく、おおよそどのような意見がでたか理解できればよいので、いくつか意見をピックアップして概要を示すのがベストではないか。
- ・ 各審議会ごとに、公開内容について5段階評価を付けた上で、3以上とするよう要求してはどうか。
- ・ 可能な限り会議資料も公開してもらいたい。

3 これまでの取組結果（平成27年度、28年度）

(1) 指針及び指針の運用の改正

会議の公開のより一層の推進を図るため、平成28年4月1日付けで、「指針」及び「指針の運用」を改正した。

◎主な改正内容

- ① 「審議会等」に加え「審議会等に類するもの」(※2)についても、原則として会議を公開し、会議録等を公開することとした。〔改正前：「類するもの」については努力義務としていた。〕【指針3、7】

※2 審議会等に類するもの… 法令又は条例等の規定によらず要綱又は要領の定めるところにより設置されたもので、その設置目的、構成員及び機能等に照らして、審議会等に類するものをいう。（具体的には、県が様々な基本計画等を定めるに際して有識者等の意見を聴取するために、要綱や要領を根拠に設置する懇談会や協議会などが該当）

- ② 「会議録」及び「会議結果の概要」について、それぞれに記載すべき項目を整理して定めた。〔改正前：「会議結果の概要」についてのみ定めていた。〕【指針の運用7、8】

(2) 庁内への周知・実施依頼通知

県庁内の各所属に対し、会議録等の作成及び公開についての取組を促すため、通知等を行った。

○平成27年11月（指針等の改正前） 庁内職員向け通知

各所属では、審議会等の開催後、会議録等を作成し公開をしているが、一部の会議録等について、必要な記載事項を満たしていなかったり、作成及び公開を行っていないなど、指針及び指針の運用の定めを満たしていない状況が見受けられることから、次の点に留意して、実施するよう通知。

- ・ 審議会等を開催した際は、会議録又は会議結果の概要を作成し公開すること
- ・ 会議結果の概要については、指針の運用で定めるすべての事項について記載すること
- ・ 審議会等以外の会議についても、会議録等の作成及び公開を行うよう努めること

○平成28年6月（指針等の改正後） 庁内職員向け通知

4月1日付けで指針及び指針の運用を改正した後に通知。

- ・ 審議会等及びこれに類するものを開催したときは、会議録等を作成し、県ホームページや県民センターにおいて公開すること
- ・ 会議録等については、指針の運用で定める事項について記載すること
- ・ 会議で配布した資料についても、できるだけ公開するよう努めること

○平成28年7月 庁内ネットワークで職員に周知

審議会等の会議の公開に係るルールや指針の改正内容等について、Q&A方式などによりわかりやすく説明した「情報公開だより」を作成し、職員に周知した。

◆**会議の公開及び会議録等の公開状況** 【資料4-1】

平成26年度と27年度の、審議会等における会議の公開及び会議録等の公開の状況を比較すると、

- ・ 会議開催後に会議録等を作成して公開する比率が10ポイント増（74.2 → 84.2）となり、会議録等の公開が進んだ。
- ・ 公開する形式は「会議録」が11ポイント増、「会議結果の概要（全項目）」がほぼ同じ、「会議結果の概要（一部項目）」が11ポイント減となり、開催した会議についてより詳しく内容が公開されるようになった。

4 今後の取組目標（平成29年度以降）

(1) **審議会等の会議録等の公開**

会議を開催したすべての審議会等において、会議録等を作成し、公開することとする。

(2) **ホームページでの各審議会等の公開用のページの統一**

現在は各審議会等ごとに会議録等を含めた公開用のページが個別に作成されており、形態や内容はまちまちとなっている。当該公開用のページの形態や内容を統一して作成することで、見やすくわかりやすいものとする。

審議会等及び審議会等に類するものの会議の公開及び会議録等の公開状況

(1) 審議会等

対象年度	①審議会等設置数	②会議を開催した審議会等数	③会議の公開・非公開の別		④会議録等の公開の有無 〔②に対する比率〕		⑤(④で有の場合)公開した形式 〔④の有に対する比率〕			⑥(④で有のうち)HPで公開した数 〔④の有に対する比率〕
			公開	非公開	有	無	会議録	会議結果の概要 (全項目)	会議結果の概要 (一部項目)	
27年度	73	57	34	23	48	9	19	21	8	48
	—	—	—	—	[84.2%]	[15.8%]	[39.6%]	[43.8%]	[16.6%]	[100%]
26年度	69	62	39	23	46	16	13	20	13	46
	—	—	—	—	[74.2%]	[25.8%]	[28.3%]	[43.4%]	[28.3%]	[100%]

(2) 審議会等に類するもの

対象年度	①「類するもの」の設置数	②会議を開催した「類するもの」の数	③会議の公開・非公開の別		④会議録等の公開の有無 〔②に対する比率〕		⑤(④で有の場合)公開した形式 〔④の有に対する比率〕			⑥(④で有のうち)HPで公開した数 〔④の有に対する比率〕
			公開	非公開	有	無	会議録	会議結果の概要 (全項目)	会議結果の概要 (一部項目)	
27年度	62	55	23	32	28	27	8	16	4	27
	—	—	—	—	[50.9%]	[49.1%]	[28.6%]	[57.1%]	[14.3%]	[96.4%]

※26年度以前は調査を実施していない。